



職業紹介責任者の専任規制の見直しについて

厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課

規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）（抄）

事項名	規制改革の内容	実施時期
職業紹介責任者の専任規制の見直し	厚生労働省は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の14及び職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第24条の6第1項に基づき有料職業紹介事業者に対して課している、事業所ごとかつ専属の職業紹介責任者を選任する義務について、当該義務が職業紹介事業者の柔軟な人員配置や地方を含む新たな事業所の開設等の障壁となっているとの指摘を踏まえ、職業紹介サービスの質の確保を前提とした上で、デジタル技術を徹底活用すること等により、一定の要件を満たす場合には、職業紹介責任者に複数事業所を兼任させることを可能とする方向で見直しを検討し、労働政策審議会で結論を得次第、速やかに必要な措置を行う。	令和7年度検討、同年度末を目途に結論、結論を得次第速やかに措置

職業紹介責任者について（現行制度）

職業紹介責任者の選任（職業安定法第32条の14）

有料職業紹介事業者は、職業紹介に関する次の事項を統括管理させ、及び従業者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行わせるため、職業紹介責任者を選任しなければならない。

- ・ 求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理に関すること
- ・ 求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の管理に関すること
- ・ 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他有料の職業紹介事業の業務の運営及び改善に関すること
- ・ 職業安定機関との連絡調整に関すること

選任の方法・基準（職業安定法施行規則第24条の6）

- 選任の方法
 - ・ 事業所ごとに専属の職業紹介責任者として自己の雇用する労働者の中から選任すること
 - ・ 事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数が50人を超えるごとに1人以上の職業紹介責任者を選任すること
- 選任する職業紹介責任者の基準
 - ・ 過去5年以内に、厚生労働大臣が定める講習を修了していること
 - ・ 精神の機能の障害により職業紹介責任者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと

(参考) 有料職業紹介事業所数 (令和7年3月末時点)

北海道	789	茨城	417	新潟	240	静岡	704	奈良	149	徳島	81	熊本	252
青森	69	栃木	327	富山	183	愛知	2,305	和歌山	82	香川	163	大分	147
岩手	121	群馬	418	石川	197	三重	317	鳥取	59	愛媛	156	宮崎	119
宮城	420	埼玉	948	福井	96	滋賀	262	島根	49	高知	46	鹿児島	158
秋田	65	千葉	880	山梨	124	京都	489	岡山	319	福岡	1,353	沖縄	264
山形	103	東京	10,859	長野	283	大阪	3,505	広島	555	佐賀	65		
福島	256	神奈川	1,577	岐阜	290	兵庫	969	山口	131	長崎	128		

北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州
1,823	15,426	4,739	5,456	1,556	2,486

合計
31,486

(出所) 厚生労働省職業安定局需給調整事業課調べ

職業紹介責任者の専任規制の見直しに係る検討事項

規制改革実施計画を踏まえ、一定の要件の下で職業紹介責任者に複数事業所を兼任させることを可能とする方向で見直しを検討するに当たり、マッチング機能やサービスの質を確保する観点から、兼任を可能とする要件や兼任可能な期間等についてどのように考えるか。また、職業紹介サービスの質を担保するために、どのような措置を講ずるべきか。

(方向性)

- ・ 有料職業紹介事業者が事業所を新設する場合に限り、既存の他の事業所の職業紹介責任者を新設事業所の職業紹介責任者として兼任させることができることとしてはどうか。

(兼任できる期間や人数)

- ・ 新設事業所の体制が整うまでの一時的な特例とし、その期間は、例えば「翌事業年度末まで」や「3年間程度」等としてはどうか。
- ・ 現行制度では、職業紹介事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数が50人を超えるごとに1人ずつ選任することが求められていることを踏まえ、①1人の職業紹介責任者が担当する従事者は複数事業所を通じて50人までとしたうえで、②既存の他の事業所及び新設事業所のそれぞれにおいて、所属する従事者が50人を超える場合には、職業紹介責任者のうち少なくとも1人は専属であることを求めることとしてはどうか。

(選任する職業紹介責任者の要件)

- ・ 兼任させる職業紹介責任者については、10年以上職業紹介責任者として従事した経験を要することとしてはどうか。

(兼任を実施するにあたっての留意事項)

- ・ サービスの質を担保するため、職業紹介責任者を兼任させる有料職業紹介事業者には、次のような対応を求めることとしてはどうか。
 - ・ 情報通信技術を活用して適切に統括管理を行うために必要な社内規程の整備
 - ・ 必要に応じて実地管理に切り替えることが可能な体制の確保
 - ・ 遠隔管理の実施状況の継続的確認・評価、必要な改善
 - ・ 都道府県労働局による指導監督等の実施に支障を生じさせないこと

参照条文

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）

（職業紹介責任者）

第三十二条の十四

有料職業紹介事業者は、職業紹介に関し次に掲げる事項を統括管理させ、及び従業者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第三十二条第一号、第二号及び第四号から第九号までに該当しない者（未成年者を除き、有料の職業紹介事業の管理を適正に行うに足りる能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る。）のうちから職業紹介責任者を選任しなければならない。

- 一 求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理に関すること。
- 二 求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の管理に関すること。
- 三 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他有料の職業紹介事業の業務の運営及び改善に関すること。
- 四 職業安定機関との連絡調整に関すること。

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）

（法第三十二条の十四に関する事項）

第二十四条の六

法第三十二条の十四の規定による職業紹介責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 有料職業紹介事業者の事業所（以下この条において単に「事業所」という。）ごとに当該事業所に専属の職業紹介責任者として自己の雇用する労働者の中から選任すること。ただし、有料職業紹介事業者（法人である場合は、その役員）を職業紹介責任者とすることを妨げない。
 - 二 当該事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数が五十人以下のときは一人以上の者を、五十人を超え百人以下のときは二人以上の者を、百人を超えるときは、当該職業紹介に係る業務に従事する者の数が五十人を超える五十人ごとに一人を二人に加えた数以上の者を選任すること。
- 2 法第三十二条の十四の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。
- 一 過去五年以内に、職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していること。
 - 二 精神の機能の障害により職業紹介責任者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

参考（職業紹介事業所数と職業紹介責任者の現状）

○各有料職業紹介事業者が運営する事業所（令和7年4月1日時点）

事業所数	1	2～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～
事業者数	23,713	1,280	98	28	14	6	12	8

（資料出所：人材サービス総合サイト）

○従事者数別事業所数（令和5年度）

従事者数（人）	事業所数
1～50	28,909
51～100	105
101～300	50
301～500	8
501～	9

（資料出所：職業紹介事業報告）

注）事業所毎の従事者数別に集計。

○職業紹介責任者講習会修了者数推移（人）

平成26年度	12,436
平成27年度	13,065
平成28年度	14,219
平成29年度	17,106
平成30年度	17,144
令和元年度	17,870
令和2年度	14,219
令和3年度	16,040
令和4年度	16,733
令和5年度	18,104
令和6年度	17,678

（資料出所：厚生労働省職業安定局需給調整事業課調べ）

○現在の事業所に選任されてから経過した年数別職業紹介責任者数

職業紹介責任者	全体	37,372人	(100%)
	10年以上	2,553人	(6.8%)
	9年以上10年未満	801人	(2.1%)
	8年以上9年未満	847人	(2.3%)
	7年以上8年未満	1,353人	(3.6%)
	6年以上7年未満	1,827人	(4.9%)
	5年以上6年未満	2,427人	(6.5%)
	4年以上5年未満	2,948人	(7.9%)
	3年以上4年未満	3,312人	(8.9%)
	2年以上3年未満	4,741人	(12.7%)
	1年以上2年未満	6,770人	(18.1%)
	1年未満	9,793人	(26.2%)

（資料出所：厚生労働省職業安定局需給調整事業課調べ）

注）令和7年9月1日時点で存在する事業所の職業紹介責任者が、当該事業所の職業紹介責任者として継続して選任されている期間をもとに集計。